

石狩湾新港プロモーション映像制作業務仕様書

1 業務名

石狩湾新港プロモーション映像制作業務

2 業務目的

石狩湾新港の更なる利用促進を図るため、本港の魅力をわかりやすく効果的に伝えるための四季を通じたプロモーション映像を制作する。

本年度は、特に利用者から問合せが多い冬期間における入出港や荷役作業など積雪時においても安定的なサービスが提供できる映像を制作し、セミナーや展示会等で船社・荷主企業等に情報発信することで、寄港増や貨物増につなげるとともに認知度向上を図っていく。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) 企画

① 制作する映像の構成、台本作成（ラフ絵コンテ）、ナレーション原稿作成

- ・本港の魅力をわかりやすく効果的に伝える映像内容を企画すること。
- ・本港が属する行政界の小樽市や石狩市、また本港に隣接する札幌市の「観光」、「自然」、「食」などの映像を盛り込み、魅力ある内容を企画する。
- ・「物流」をテーマにした小学生向けの動画制作の検討。

(2) 制作

① 映像制作に付随する準備、撮影、音声収録、編集

- ・四季を通じたプロモーション映像作品を制作するが、本業務では冬の港湾全景及び各ふ頭など地上及び航空から撮影する。船の入出港や荷役作業（特に冬期間の積雪時においても安定的なサービスを提供している映像等を撮影）など、本港の魅力を伝える映像を制作すること。
※撮影は、地上5回（空撮：ドローン撮影）を想定。回数や時期等については委託者と協議しながら実施すること。
- ・ナレーションやテロップを挿入すること。また、映像のイメージにあったBGM及び効果音を付けること。
- ・映像制作作品は「プロモーション映像作品（10～15分程度）」と、プロモーション映像の概要を5分程度にまとめた「ダイジェスト映像作品（5分程度）」を制作する。
- ・ダイジェスト映像作品はホームページ等で動画配信。本港の魅力を小学生から大人までわかりやすく伝える作品とすること。

② その他上記業務に付随する業務

(3) 協議・報告

- ・上記業務内容については、委託者と協議しながら実施すること（協議3回：事前・中間・最終）。

5 成果品 DVD 2枚（マスター1枚、複製1枚）

電子データ一式（動画配信サイト等への掲載用としてふさわしい形式）

6 著作権の帰属等

- (1) 本業務で制作した成果物に関し、すべての著作権及び使用権を石狩湾新港管理組合に無償で譲渡

するものとする。また、制作物の内容更新、修正に伴う受託者からの素材使用料等は発生しないものとする。

- (2) 制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 著作者人格権については行使しないものとする。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏洩、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。
- (2) 本業務履行にあたり、個人情報に関連する業務については慣例法令を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。